

平成 27 年度新規事業

～来てみんね・住んでみんね・よかとおばい～

「市有地分譲地売却促進・定住促進事業 奨励金」 を交付します

市では、今年度の新規事業として、一人でも多くの人に島原に住んでもらおうと、市有地（仁田住宅団地分譲地 29 区画、安中地区分譲地 13 区画）の「分譲地を購入した人」、「分譲地に家を建てた人」、「分譲地に家を建てて定住した人」に対し、次のとおり奨励金を交付します。

なお、奨励金を受けるには申請手続きが必要です。詳しくは契約管財課財産管理班に問い合わせてください。

①市有地分譲地売却促進奨励金

分譲地を購入した人（法人を含む）に、土地購入代金の 10%（千円未満切捨）を交付します。

▶申請期間 売買契約日から 1 年以内

②定住促進（新築）奨励金

本人または親族が購入した分譲地の売買契約日から、3 年以内に住居を新築して住民登録をした人に、次のうち少ない額を交付します。

- ・住宅建築契約のうち、本人が負担した額の 10%（千円未満切捨）
- ・50 万円（市内事業者施工の場合）または 30 万円（市外事業者施工の場合）

▶申請期間
定住した日から 1 年以内



③定住促進（若年世帯移住）奨励金

購入した分譲地に家を新築し、県外から初めて島原市に移住した、配偶者および小学生以下の同居家族がいる 40 歳以下の人に、土地購入代金のうち本人が負担した額（1 万円未満切捨）を上限として、①の金額を定住の翌年度から最長 9 年間交付します。

※最長 9 年間受けると、①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります

※該当者が複数の場合は抽選となります

▶申請期間
定住した日の翌年度の 10 月 1 日から 3 月 31 日まで



▶申込方法 契約管財課に備え付けの所定の申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、契約管財課財産管理班に提出してください。申請書は市ホームページ（<http://www.city.shimabara.lg.jp/>）からダウンロードできます

▶問い合わせ先 契約管財課財産管理班（☎ 63-1111 内線 261）